

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第3号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
1	別表第6（第2条関係）		別表第6（第2条関係）		
	農林水産事務関係手数料		農林水産事務関係手数料		
	事務	名称	事務	名称	
	金額		金額		
[略]			[略]		
24の2	家畜伝染病 予防法第3条の2 第1項に規定する 特定家畜伝染病防 疫指針に基づき知 事が認定する獣医 師が行う豚及びい のししに対する注 射に係る豚熱予防 液の交付	[略]	24の2	家畜伝染病 予防法第3条の2 第1項に規定する 特定家畜伝染病防 疫指針に基づき知 事が認定する獣医 師及び知事が登録 する飼養衛生管理 者が行う豚及びい のししに対する注 射に係る豚熱予防 液の交付	[略]
[略]			[略]		
別表第7（第2条関係）		別表第7（第2条関係）			
県土整備事務関係手数料		県土整備事務関係手数料			
事務	名称	事務	名称		
金額		金額			

[略]		
47 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	[略]	<p>認定申請1件につき、(1)に定める額（法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(2)に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び48の項において同じ。）又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び48の項において同じ。）を除く。以下この項及び48の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）（一戸建てであるものに限る。）の住戸</p>

[略]		
47 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	[略]	<p>認定申請1件につき、(1)に定める額（法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(2)に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び48の項において同じ。）又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び48の項において同じ。）を除く。以下この項及び48の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）（一戸建てであるものに限る。）の住戸 <u>（当該住宅又は住戸のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第2号に</u></p>

(ア)～(ケ) [略]

規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項から52の項までにおいて同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から52の項までにおいて「省令」という。）第10条第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

(ア)～(ケ) [略]

イ 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住戸（当該住宅又は住戸のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの

18,000円

（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合にあつては、5,000円

イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項及び48の項において同じ。）をいう。以下この項及び48の項において同じ。） 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住戸の床面積の合計の区分に応じ（1）ア（ア）から（ケ）までに定める額に、次に掲げる共用部分の床面積（（1）イ（ア）から（カ）までにおいて「床面積」という。

）
（イ） 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
19,000円
（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合にあつては、5,000円

）
ウ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項及び48の項において同じ。）をいう。以下この項及び48の項において同じ。） （当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。） 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。

) の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額

(ア)～(カ) [略]

) の住戸の床面積の合計の区分に応じ(1)ア(ア)から(ケ)までに定める額に、次に掲げる共用部分の床面積 ((1)ウ(ア)から(カ)までにおいて「床面積」という。) の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額

(ア)～(カ) [略]

エ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物 (一戸建てであるものを除く。) の住宅部分 (当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。)
) 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物 (一戸建てであるものを除く。) の住戸の床面積の合計の区分に応じ(1)イ(ア)又は(イ)に定める額に、次に掲げる共用部分の床面積 ((1)エ(ア)から(エ)までにおいて「床面積」という。) の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

33,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合にあつては、10,000円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

57,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合にあつては、20,000円)

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

103,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合にあつては、45,000円)

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの

155,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合にあっては、80,000円)

ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として知事が認める建築物をいう。以下この項及び48の項において同じ。）を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住宅部分を除いた部分をいう。以下この項及び48の項において同じ。）（非住宅部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として知事が認める部分（以下この項及び48の項において「工場等専用部分」という。）である場合を除く。）

オ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として知事が認める建築物をいう。以下この項及び48の項において同じ。）を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住宅部分を除いた部分をいう。以下この項及び48の項において同じ。）（非住宅部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として知事が認める部分（以下この項及び48の項において「工場等専用部分」という。）である場合を除く。）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、10,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項及び48の2の項から52の項までにおいて同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び48の2の項から52の項までにおいて「省令」という。）第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 239,000円

b 建築物のエネルギー消費

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、10,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 239,000円

b 建築物のエネルギー消費

性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 96,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、17,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 297,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 120,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次

性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 96,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、17,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 297,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 120,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次

に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、27,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 380,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 156,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、80,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合

に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、27,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 380,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 156,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、80,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基

するものとしてされた認定
申請 540,000円

b 建築物のエネルギー消費
性能が省令第1条第1項第
1号ロに定める基準に適合
するものとしてされた認定
申請 249,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平
方メートルを超え10,000平方
メートル以内のもの 次に掲
げる区分に応じ、それぞれ次
に定める額（知事が別に定め
る者があらかじめ法第54条第
1項各号に掲げる基準に適合
すると認めた場合にあつては
、126,000円）

a 建築物のエネルギー消費
性能が省令第1条第1項第
1号イに定める基準に適合
するものとしてされた認定
申請 662,000円

b 建築物のエネルギー消費
性能が省令第1条第1項第
1号ロに定める基準に適合
するものとしてされた認定
申請 309,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平

準に適合するものとしてさ
れた認定申請 540,000円

b 建築物のエネルギー消費
性能が省令第10条第1号イ
(2)及びロ(2)に定める基
準に適合するものとしてさ
れた認定申請 249,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平
方メートルを超え10,000平方
メートル以内のもの 次に掲
げる区分に応じ、それぞれ次
に定める額（知事が別に定め
る者があらかじめ法第54条第
1項各号に掲げる基準に適合
すると認めた場合にあつては
、126,000円）

a 建築物のエネルギー消費
性能が省令第10条第1号イ
(1)及びロ(1)に定める基
準に適合するものとしてさ
れた認定申請 662,000円

b 建築物のエネルギー消費
性能が省令第10条第1号イ
(2)及びロ(2)に定める基
準に適合するものとしてさ
れた認定申請 309,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平

方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、158,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 780,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 372,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、198,000円）

a 建築物のエネルギー消費

方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、158,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 780,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 372,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、198,000円）

a 建築物のエネルギー消費

性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 890,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 451,000円

エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、10,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定

性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 890,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 451,000円

カ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、10,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申

申請 109,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 48,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、17,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 138,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 63,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方

請 109,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 48,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、17,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 138,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 63,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方

メートル以内のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、27,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 179,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 84,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、80,000円）

a 建築物のエネルギー消費

メートル以内のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、27,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 179,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 84,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、80,000円）

a 建築物のエネルギー消費

性能が省令第1条第1項第
1号イに定める基準に適合
するものとしてされた認定
申請 277,000円

b 建築物のエネルギー消費
性能が省令第1条第1項第
1号ロに定める基準に適合
するものとしてされた認定
申請 154,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平
方メートルを超え10,000平方
メートル以内のもの 次に掲
げる区分に応じ、それぞれ次
に定める額（知事が別に定め
る者があらかじめ法第54条第
1項各号に掲げる基準に適合
すると認めた場合にあつては
、126,000円)

a 建築物のエネルギー消費
性能が省令第1条第1項第
1号イに定める基準に適合
するものとしてされた認定
申請 356,000円

b 建築物のエネルギー消費
性能が省令第1条第1項第
1号ロに定める基準に適合
するものとしてされた認定

性能が省令第10条第1号ロ
(1)に定める基準に適合す
るものとしてされた認定申
請 277,000円

b 建築物のエネルギー消費
性能が省令第10条第1号ロ
(2)に定める基準に適合す
るものとしてされた認定申
請 154,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平
方メートルを超え10,000平方
メートル以内のもの 次に掲
げる区分に応じ、それぞれ次
に定める額（知事が別に定め
る者があらかじめ法第54条第
1項各号に掲げる基準に適合
すると認めた場合にあつては
、126,000円)

a 建築物のエネルギー消費
性能が省令第10条第1号ロ
(1)に定める基準に適合す
るものとしてされた認定申
請 356,000円

b 建築物のエネルギー消費
性能が省令第10条第1号ロ
(2)に定める基準に適合す
るものとしてされた認定申

申請 212,000円
(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、158,000円）
a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 425,000円
b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 258,000円
(キ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつ

請 212,000円
(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、158,000円）
a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 425,000円
b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 258,000円
(キ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつ

ては、198,000円)

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 495,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 309,000円

オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体 住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分の床面積の合計の区分に応じ、(1)ア(ア)から(ケ)まで及び(1)イ(ア)から(カ)までに定める額を合算した額に、(1)ウ(ア)から(キ)まで(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合)あつては、(1)エ(ア)から(キ)までに掲げる住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ウ(ア)から(キ)まで(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等

ては、198,000円)

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 495,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号ロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 309,000円

キ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体 住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分の床面積の合計の区分に応じ、(1)ア(ア)から(ケ)まで及び(1)ウ(ア)から(カ)までに定める額(当該住戸及び共用部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るもの)あつては、住戸及び共用部分の床面積の合計の区分に応じ、(1)イ(ア)又は(イ)及び(1)エ(ア)から(エ)までに定める額を合算した額に、(1)オ(ア)から(キ)ま

		<p>専用部分である場合にあっては、<u>(1)エ(ア)から(キ)まで</u>に定める額を加算した額</p> <p>(2) [略]</p>			<p>で(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、<u>(1)カ(ア)から(キ)まで</u>)に掲げる住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ<u>(1)オ(ア)から(キ)まで</u>(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、<u>(1)カ(ア)から(キ)まで</u>)に定める額を加算した額</p> <p>(2) [略]</p>
48 都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この項において「法」という。)第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	[略]	<p>変更認定申請1件につき、(1)に定める額(法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものに限る。)の住戸 建築基準法施行条例(以下この項において「条例」という。)第11</p>	48 都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この項において「法」という。)第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	[略]	<p>変更認定申請1件につき、(1)に定める額(法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物(一戸建てであるものに限る。)の住戸 建築基準法施行条例(以下この項において「条例」という。)第11</p>

条第2項第2号の規定により算定した面積の47の項(1)ア(ア)から(ケ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ケ)までに定める額

イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の47の項(1)ア(ア)から(ケ)まで及び同項(1)イ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ケ)まで及び同項(1)イ(ア)から(カ)までに定める額を合算した額

条第2項第2号の規定により算定した面積の47の項(1)ア(ア)から(ケ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ケ)までに定める額 (当該住宅又は住戸のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の47の項(1)イ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)イ(ア)又は(イ)に定める額)

イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の47の項(1)ア(ア)から(ケ)まで及び同項(1)ウ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ケ)まで及び同項(1)ウ(ア)から(カ)までに定める額を合算した額 (

ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。） 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の47の項(1)ウ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(ア)から(キ)までに定める額

エ 人の居住の用に供する部分を

当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るもの
にあつては、条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の47の項(1)イ(ア)又は(イ)及び同項(1)エ(ア)から(エ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)イ(ア)又は(イ)及び同項(1)エ(ア)から(エ)までに定める額を合算した額)

ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。） 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の47の項(1)オ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)オ(ア)から(キ)までに定める額

エ 人の居住の用に供する部分を

有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。） 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の47の項(1)エ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(ア)から(キ)までに定める額

オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の47の項(1)ア(ア)から(ケ)まで、同項(1)イ(ア)から(カ)まで及び同項(1)ウ(ア)から(キ)まで（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、同項(1)エ(ア)から(キ)まで）に定める床面積の合計（同項(1)ウ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計を算定する場合にあつては、住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計）の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ケ)まで、同項

有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。） 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の47の項(1)カ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)カ(ア)から(キ)までに定める額

オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の47の項(1)ア(ア)から(ケ)まで及び同項(1)ウ(ア)から(カ)まで（住宅・非住宅複合建築物の住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、同項(1)イ(ア)又は(イ)及び同項(1)エ(ア)から(エ)まで）並びに同項(1)オ(ア)から(キ)まで（住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、同項(1)カ

		<p>(1)イ(ア)から(カ)まで及び同項(1)ウ(ア)から(キ)まで(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、同項(1)エ(ア)から(キ)まで)に定める額を合算した額</p>
		(2) [略]
[略]		
49 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律([略]	認定申請1件につき、(1)に定める額(法第35条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどう

		<p>(ア)から(キ)までに定める床面積の合計(同項(1)オ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計を算定する場合にあつては、住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計)の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ケ)まで及び同項(1)ウ(ア)から(カ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、同項(1)イ(ア)又は(イ)及び同項(1)エ(ア)から(エ)まで)並びに同項(1)オ(ア)から(キ)まで(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあつては、同項(1)カ(ア)から(キ)まで)に定める額を合算した額</p>
		(2) [略]
[略]		
49 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律([略]	認定申請1件につき、(1)に定める額(法第35条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどう

以下この項において「法」という。
) 第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

かの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額)

(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項から51の項までにおいて同じ。)
又は住宅・非住宅複合建築物(住宅部分(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項から51の項までにおいて同じ。)を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から51の項までにおいて同じ。)を除く。)をいう。以下この項から51の項までにおいて同じ。)の住宅部分

以下この項において「法」という。
) 第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

かの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額)

(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項から51の項までにおいて同じ。)
又は住宅・非住宅複合建築物(住宅部分(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項から51の項までにおいて同じ。)を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から51の項までにおいて同じ。)を除く。)をいう。以下この項から51の項までにおいて同じ。)の住宅部分(当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。))

(ア)・(イ) [略]

イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分

(ア)・(イ) [略]

イ 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物の住宅部分（当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの

20,000円

（知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合にあっては、6,000円）

(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの

21,000円

（知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合にあっては、6,000円）

ウ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分 （当該

(ア)～(エ) [略]

共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。

⌋

(ア)～(エ) [略]

エ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。

⌋

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

37,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合にあつては、11,000円

⌋

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 63,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合にあつては、23,000円)

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

114,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合にあつては、50,000円)

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの

172,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合にあつては、89,000円)

オ [略]

カ [略]

キ 住宅・非住宅複合建築物（アからカまでに係るものを除く。）
次に掲げる部分の区分に応

ウ [略]

エ [略]

オ 住宅・非住宅複合建築物（アからエまでに係るものを除く。）
次に掲げる部分の区分に応

じ、(ア)及び(イ)に定める額を
合算した額

(ア) 住宅部分 (1)イ(ア)か
ら(エ)までに定める床面積の
合計の区分に応じ、それぞれ
(1)イ(ア)から(エ)までに定
める額（一戸建てであるもの
にあつては、(1)ア(ア)又は
(イ)に定める床面積の合計の
区分に応じ、それぞれ(1)ア
(ア)又は(イ)に定める額)

じ、(ア)及び(イ)に定める額を
合算した額

(ア) 住宅部分 (1)ウ(ア)か
ら(エ)まで（当該住宅部分の
エネルギー消費性能が省令第
10条第2号イ(2)及びロ(2)
に定める基準に適合するもの
としてされた認定申請に係る
ものにあつては、(1)エ(ア)
から(エ)まで）に定める床面
積の合計の区分に応じ、それ
ぞれ(1)ウ(ア)から(エ)まで
（当該住宅部分のエネルギー
消費性能が同号イ(2)及びロ
(2)に定める基準に適合する
ものとしてされた認定申請に
係るものにあつては、(1)エ
(ア)から(エ)まで）に定める
額（一戸建てであるものにあ
つては、(1)ア(ア)又は(イ)
（当該住宅部分のエネルギー
消費性能が同号イ(2)及びロ
(2)に定める基準に適合する
ものとしてされた認定申請に
係るものにあつては、(1)イ
(ア)又は(イ)）に定める床面
積の合計の区分に応じ、それ

		<p>(イ) 非住宅部分 <u>(1)ウ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ウ(ア)から(キ)までに定める額</u> (当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、<u>(1)エ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)エ(ア)から(キ)までに定める額</u>)</p> <p>(2) [略]</p>			<p>ぞれ(1)ア(ア)又は(イ) <u>(当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(1)イ(ア)又は(イ))</u> に定める額)</p> <p>(イ) 非住宅部分 <u>(1)オ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)オ(ア)から(キ)までに定める額</u> (当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、<u>(1)カ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)カ(ア)から(キ)までに定める額</u>)</p> <p>(2) [略]</p>		
50	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。	[略]	変更認定申請1件につき、(1)に定める額（法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場	50	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。	[略]	変更認定申請1件につき、(1)に定める額（法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場

）第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

合にあっては、(2)に定める額を加算した額)

(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

ア 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物の住宅部分 建築基準法施行条例（以下この項において「条例」という。）第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)ア(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)又は(イ)に定める額

イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるも

）第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

合にあっては、(2)に定める額を加算した額)

(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

ア 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物の住宅部分 建築基準法施行条例（以下この項において「条例」という。）第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)ア(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)又は(イ)に定める額 （当該住宅又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)イ(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)イ(ア)又は(イ)に定める額）

イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるも

のを除く。)の住宅部分 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)イ(ア)から(エ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)イ(ア)から(エ)までに定める額

ウ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。) 条例第11条第2項第2号の規定により算

のを除く。)の住宅部分 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)ウ(ア)から(エ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(ア)から(エ)までに定める額(当該共同住宅等又は住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)エ(ア)から(エ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(ア)から(エ)までに定める額)

ウ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。) 条例第11条第2項第2号の規定により算

定した面積の49の項(1)ウ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(ア)から(キ)までに定める額

エ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。） 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)エ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(ア)から(キ)までに定める額

オ 住宅・非住宅複合建築物（アからエまでに係るものを除く。）
） 次に掲げる部分の区分に応じ、(ア)及び(イ)に定める額を合算した額
(ア) 住宅部分 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)イ(ア)

定した面積の49の項(1)オ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)オ(ア)から(キ)までに定める額

エ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。） 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)カ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)カ(ア)から(キ)までに定める額

オ 住宅・非住宅複合建築物（アからエまでに係るものを除く。）
） 次に掲げる部分の区分に応じ、(ア)及び(イ)に定める額を合算した額
(ア) 住宅部分 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)ウ(ア)

から(エ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)イ(ア)から(エ)までに定める額（一戸建てであるものにあつては、条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)ア(ア)又は(イ)に定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)又は(イ)に定める額)

から(エ)まで（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、同項(1)エ(ア)から(エ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(ア)から(エ)まで（当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、同項(1)エ(ア)から(エ)までに定める額（一戸建てであるものにあつては、条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)ア(ア)又は(イ)（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、同項(1)イ(ア)又は(イ)）に定める床面

(イ) 非住宅部分 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)ウ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(ア)から(キ)までに定める額 (当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)エ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(ア)から(キ)までに定める

積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)又は(イ)
(当該住宅部分のエネルギー消費性能が同号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、同項(1)イ(ア)又は(イ)) に定める額)

(イ) 非住宅部分 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)オ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)オ(ア)から(キ)までに定める額 (当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)カ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)カ(ア)から(キ)までに定める

		額) (2) [略]
[略]		

		額) (2) [略]
[略]		

2 別表第4 (第2条関係)

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
26 介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の2第1項に規定する試験の実施	[略]	(1) 介護保険法第69条の11第1項に規定する試験問題作成事務 1,800円 (2) [略]
[略]		

別表第4 (第2条関係)

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
26 介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の2第1項に規定する試験の実施	[略]	(1) 介護保険法第69条の11第1項に規定する試験問題作成事務 1,400円 (2) [略]
[略]		

3 別表第7 (第2条関係)

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
40 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項本文に規定する宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事又は	宅地造成 工事規制 区域内の 宅地造成 工事又は 宅地造成 工事計画 変更の許	(1) 切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの 12,000円 (2) 切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 21,000円 (3) 切土又は盛土をする土地の面

別表第7 (第2条関係)

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
40 削除		

同法第12条第1項
に規定する宅地造
成に関する工事の
計画の変更の許可
の申請に対する審
査

可申請手
数料

積が1,000平方メートルを超え
2,000平方メートル以内のもの

31,000円

(4) 切土又は盛土をする土地の面
積が2,000平方メートルを超え
5,000平方メートル以内のもの

47,000円

(5) 切土又は盛土をする土地の面
積が5,000平方メートルを超え
10,000平方メートル以内のもの

67,000円

(6) 切土又は盛土をする土地の面
積が10,000平方メートルを超え
20,000平方メートル以内のもの

110,000円

(7) 切土又は盛土をする土地の面
積が20,000平方メートルを超え
40,000平方メートル以内のもの

170,000円

(8) 切土又は盛土をする土地の面
積が40,000平方メートルを超え
70,000平方メートル以内のもの

250,000円

(9) 切土又は盛土をする土地の面
積が70,000平方メートルを超え
100,000平方メートル以内のもの

340,000円

	<u>(10) 切土又は盛土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの</u>		
[略]	420,000円	[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は令和5年4月1日から、表3の項の改正部分及び次項の規定は同年5月26日から施行する。
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文又は第12条第1項の許可に係るこの条例による改正前の岩手県手数料条例別表第7の40の項に規定する手数料については、なお従前の例による。